

女性活躍推進法行動計画

女性社員の働き方を見直し、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日

2. 内容

目標 1：正社員における女性営業社員を 1 名採用する。

＜取組内容＞

○2024年 5月～ 女性採用を促進する採用関連の広報を行う。

○2024年10月～ 採用後の定着を促進させるため女性社員へのヒアリングを行う。

○2025年 1月～ 社員・管理職への両立支援制度の意識啓発の周知徹底。
ガイドブックの配布

○2026年10月～ 妊娠中の女性社員に向けて、利用できる制度や
手続きについて説明する。